

取引先のSDGs・ESG経営をサポート！

「京銀ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の取り組みについて

～山市電機株式会社と契約を締結～



京都銀行（頭取 安井 幹也）は、本日（2025年9月30日（火））、山市電機株式会社（代表取締役社長 古市 千修、本社 京都市南区）との間で、「京銀ポジティブ・インパクト・ファイナンス」を実行いたしましたのでお知らせいたします。

ポジティブ・インパクト・ファイナンスは、企業活動が環境・社会・経済に与える影響を包括的に分析・評価し、ポジティブな影響の増大とネガティブな影響の低減に向けた取り組みを支援するものです。

なお、本件評価およびインパクトファイナンス実施体系が国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）の公表している「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合していることについて、株式会社 日本格付研究所（JCR）から第三者意見書を取得しています※。

同社は「土魂商才」を経営理念とし、「山市電機ならやってくれる。その期待を、さらに超える。」を提供する価値として掲げています。本ファイナンスにおいて、社会・環境・経済の領域でKPIを設け、持続可能な環境・社会の実現を目指します。

当行では、今後も、地域企業のSDGs・ESG経営サポートを通じ、お客さまのさらなる発展と持続性のある地域社会の実現を目指してまいります。

※本リリースに評価書添付。

記

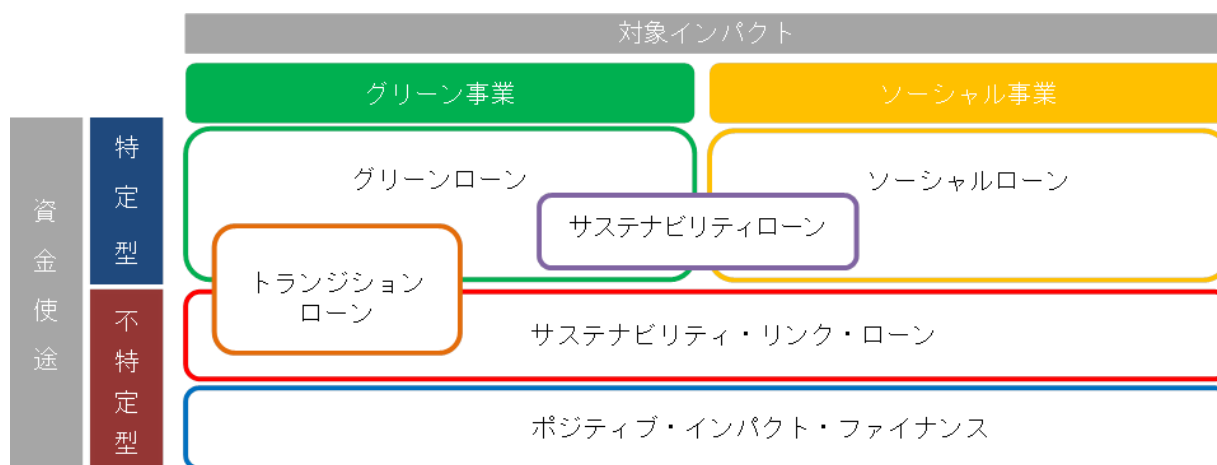
1. 本ファイナンスの概要

契 約 締 結 日	2025年9月30日
融 資 額	180百万円
資 金 使 途	設備資金
モニタリング期間	5年
第 三 者 意 見 書	株式会社 日本格付研究所（JCR）から取得

2. 同社概要

会 社 名	山市電機株式会社
本 社 所 在 地	京都市南区上鳥羽藁田町59番地
代 表 者	代表取締役社長 古市 千修
設 立 年 月	1969年2月
事 業 内 容	産業機械用モーターの製造・組立、産業機器向け電源の製造・組立など
同社ホームページ	https://www.yamaichidenki.com/

<ご参考> 当行が取り扱うサステナブルローンについて



以 上

京都フィナンシャルグループでは、「地域社会の繁栄に奉仕する～地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する～」という経営理念に基づいた企業活動を行っております。今後も経営理念のより一層高いレベルでの実践である SDGs 達成に向け、地域の社会課題の解決に貢献してまいります。なお、関連するプレスリリースに SDGs の目標のアイコンを明示しております。



ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

山市電機株式会社

2025 年 9 月 30 日

株式会社京都銀行



京都フィナンシャルグループ

目次

1. 本ファイナンスの内容	... 1
2. 【山市電機】の概要	... 1
(1) 企業概要	
(2) 事業内容	
(3) 経営理念	
(4) 事業活動	
3. UNEP FI が掲げるインパクトレーダーとの関連性	... 12
(1) ポジティブなインパクトエリア/トピックとその内容、関連する SDGs	
(2) ネガティブなインパクトエリア/トピックとその内容、関連する SDGs	
(3) ポジティブ・ネガティブなインパクトエリア/トピックとその内容、関連する SDGs	
4. 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトと関連する SDGs	... 17
(1) ポジティブなインパクトエリア/トピックによる KPI	
(2) ネガティブなインパクトエリア/トピックによる KPI	
5. サステナビリティ管理体制	... 24
6. モニタリングの頻度と方法	... 24

株式会社京都銀行（以下、「京都銀行」という）は、山市電機株式会社（以下、「山市電機」という）に対して「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」（以下、「本ファイナンス」という）を実施するにあたって、山市電機の活動が、社会・環境・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所（以下、「JCR」という）の協力を得て、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させたうえで、中小企業※1 に対するファイナンスに適用しています。

※1 IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業

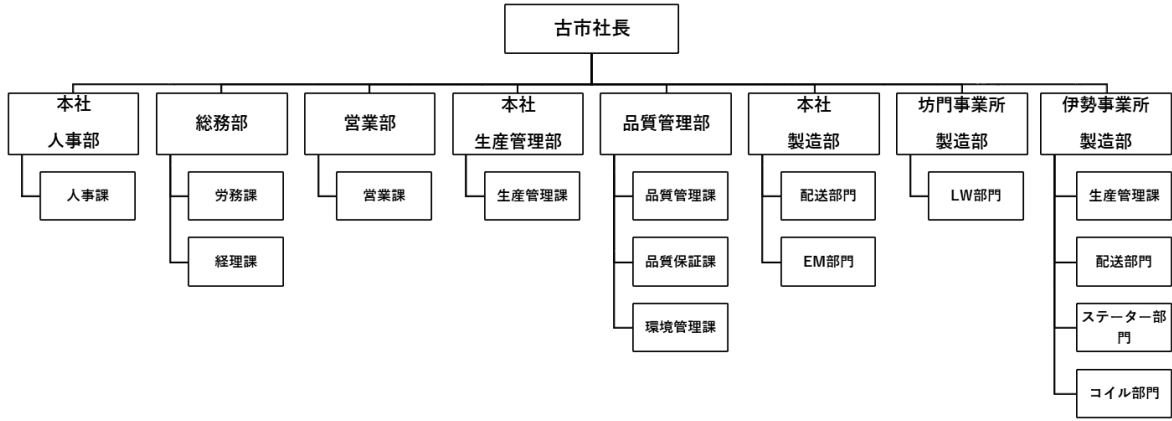
1. 本ファイナンスの内容

金額	180,000,000 円
資金用途	設備資金
契約日及び返済期限	2025 年 9 月 30 日 ～ 2040 年 9 月 30 日
モニタリング期間	5 年（ポジティブ・インパクト・ファイナンスとして成立する期間）

2. 【山市電機】の概要

（1）企業概要

【企業名】	山市電機株式会社
【代表者名】	古市 千修
【所在地】	上烏羽本社／工場 京都市南区上烏羽藁田町 59 番地 坊門事業所 京都市下京区塩小路通猪熊西入坊門中之町 77 番地
【会社沿革】	1968 年 会社創立 1969 年 会社設立 東洋電機製造株式会社と取引開始 日本輸送機株式会社（現三菱ロジスネクスト株式会社）と取引開始 1970 年 神鋼電機株式会社（現株式会社シンフォニアテクノロジー）と取引開始 デンヨー株式会社と取引開始

	1980 年 新ダイワ工業株式会社（現株式会社やまびこ）と取引開始 1984 年 リード加工の事業拡大に伴い西大路工場開工 1986 年 本社機能の拡大により西大路工場閉鎖 2014 年 KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの認証取得 2015 年 KES・環境マネジメントシステム・スタンダード・ステップ 2SR の認証取得 2017 年 古市一博氏が代表取締役会長に就任 古市千修氏が代表取締役社長に就任 2018 年 株式会社鶴見製作所と取引開始 事業拡大に伴いオフィスを本社工場より一部移転 2021 年 ISO9001 の認証取得 2024 年 上鳥羽本社工場竣工 旧本社工場を「上夷事業所」「坊門事業所」とし稼働を開始 2025 年 伊勢事業所竣工
【資本金】	30 百万円
【従業員数】	52 名（2025 年 8 月末現在）
【売上高】	949 百万円（2024 年 9 月期）
【主な取引先】	三菱ロジスネクスト株式会社 デンヨー株式会社 株式会社やまびこ 東洋電機製造株式会社 株式会社ティーディー・ドライブ 株式会社鶴見製作所 ファナックサーボ株式会社
【事業内容】	産業機械用モーターの製造・組立、産業機器向け電源の製造・組立など
【組織図】  <pre> graph TD GS[古市社長] --> BH[本社 人事部] GS --> BS[本社 総務部] GS --> BY[営業部] GS --> BSM[本社 生産管理部] GS --> BM[品質管理部] GS --> BZ[本社 製造部] GS --> FZ[坊門事業所 製造部] GS --> IZ[伊勢事業所 製造部] BH --> BH1[人事課] BS --> BS1[労務課] BS --> BS2[経理課] BY --> BY1[営業課] BSM --> BSM1[生産管理課] BM --> BM1[品質管理課] BM --> BM2[品質保証課] BM --> BM3[環境管理課] BZ --> BZ1[配送部門] BZ --> BZ2[EM部門] FZ --> FZ1[LW部門] IZ --> IZ1[生産管理課] IZ --> IZ2[配送部門] IZ --> IZ3[ステーター部門] IZ --> IZ4[コイル部門] </pre>	

山市電機より資料提供

（２）事業内容

山市電機は、運輸業を生業とする「古市運輸」として 1968 年に創立（1969 年に設立）する。以降、当時の取引先からの勧めもあり、現在の事業内容へ転換し、「山市電機」として取引先を拡大する。2017 年に古市千修氏が代表取締役社長に就任後は、事業拡大に伴う本社工場（現拠点）の移転や伊勢事業所の竣工を予定する一方、KES・環境マネジメントシステム・ステップ 2SR の継続取得や 2021 年に ISO9001 の認証を取得することで、製品の製造・販売に関わる全ての活動について、SR・環境マネジメント活動を推進して地球環境との調和を目指している。

事業内容は、フォークリフト、溶接機、発電機といった産業用機械に用いられるモーターの組み立て等を行う「ステーター事業」を中心に、「リードワイヤー事業」「コイル事業」を展開している。



山市電機 HP にて掲載

「ステーター事業」で製造するモーターは、従業員の手作業で対応している。これは、モーターが導入される最終製品や使用用途等により仕様が異なり、かつ法規制への対応等、常に変化するニーズに対応するには、機械化された製造ラインでは難しいためである。山市電機では、社内で品質管理体制や従業員の教育体制が構築されていることで、若手社員にもノウハウが共有され、高品質な製品の提供に努めている（7 頁【品質について】、8 頁【教育について】を参照）。

製造したモーターは、ワニス※に浸漬させる「ワニス含浸」を行っており、ワニスが固着することで、錆防止や振動からくる劣化の防止につながるほか、絶縁機能も強化され耐久力の向上にも寄与している。また、「ワニス含浸」にはいくつか方法があるが、山市電機では浸漬により細

部までワニス（樹脂）を固着できる点や、上述のモーターによって仕様が異なる点を踏まえ、多様な形状や大きさに対応できる「浸漬含浸法（ディッピング）」を採用している。なお、「ワニス含浸」を行うには、消防法による法規制や周囲への環境被害、従業員への健康被害の防止など、多方面の対応が求められることから、特に中小規模の企業においては参入ハードルが高いとされている。山市電機では、徹底した法規制への対応や定期的に周囲への影響、従業員の健康状態を測定し、被害が出ていないことを確認のうえ、「ワニス含浸」を実施するスペースの確保、複数の乾燥機を使用した乾燥工程の実施など、同業他社では対応困難な一貫製造を展開することで、細やかな要求にも対応でき、受注先の利便性確保や品質向上に貢献している。

※ 天然樹脂や合成樹脂を溶剤に溶かした塗料

＜ワニス含浸実施の様子＞



山市電機 HP にて掲載

また、山市電機では従業員にとって「誰にでも誇れる会社」であり、「人生で一番成長できる居心地の良い場所」でありたいといった古市社長の思いを具現化すべく、ブランディングに注力している。2024 年に現在会社ロゴマークへ変更したほか、2025 年には、オリジナルユニフォームを刷新している。

＜新旧の会社ロゴマーク＞



山市電機より資料提供

<モーターの製造工程>



① 入線



② 結線



⑤ ワニス含浸



④ 検査



③ 成形

⑥ ワニス乾燥
・ 除去

⑦ 出荷検査

完 成

山市電機 HP にて掲載（京都銀行にて一部加工）

（３）経営理念

経営理念/社訓として「士魂商才」を掲げている。

洪沢栄一氏によって残された言葉とされており、武家中心であった江戸時代の時代背景を踏まえて、「世の中で生きていくためには武士精神が必要であるが、それだけに偏って商才が無ければ経済的に自滅することになる。士魂（武士の魂）を持ちつつ、商才も併せ持つことが必要」と説いている。山市電機においても、「山市電機で働くすべての人が、高潔さを持ち、人に誇れる商いを行い、より豊かに利益を生む才人であって欲しい」との思いが込められている。

経営理念／社訓

士魂商才 しこんしょうさい

さらに提供する価値として「山市電機ならやってくれる。その期待を、さらに超える。」を掲げ、以下の３点（” 高度な技術を受け継ぐ職人が、速く正確に仕上げます。”、“ お客様のお困りごとを深く理解し、知恵と技術で解決します。”、“ つくり手とお客様の距離を縮め、高品質なものづくりを実現します。”）を実現すべく取り組んでいる。

提供する価値

山市電機ならやってくれる。
その期待を、さらに超える。

高度な技術を受け継ぐ職人が、速く正確に仕上げます。

お客様のお困りごとを深く理解し、知恵と技術で解決します。

つくり手とお客様の距離を縮め、高品質なものづくりを実現します。

山市電機 HP にて掲載

（４）事業活動

【品質の維持・向上について】

山市電機では品質方針の下、PDCA サイクルの構築により 2021 年に品質マネジメントシステム ISO9001 の認証を取得している。ISO9001 と KES・環境マネジメントシステム（10 頁【環境負荷低減について】を参照）の運営は、古市社長をトップマネジメント、製造部長を管理責任者、品質管理部の従業員などを内部監査員とし、品質改善目標である「社外不良品の流出 0 件（社外不良品が発生した際は、社外不良流出防止対策書の作成・不良品の収集率 100%を徹底）」の達成に向けて取り組んでいる。なお、社外流出が発生した際には、社外不良流出防止対策書の作成と流出した不良品の収集率 100%を徹底することで再発防止に努め、目標の進捗状況も月例会議などで共有することで品質の維持・向上を実践している。

<「ISO9001」の登録証>



山市電機 HP にて掲載

社内活動として、製造部の全従業員が対象となる「QC サークル」活動を行っており、品質改善目標である「社外不良品削減」へ向けた取り組みや、「QC パトロールの実施（10 頁【労働環境について】②職場の安全衛生環境と健康経営の実践を参照）」、「作業指導書の作成」などの 5 項目を実践している。特に作業指導書は、工程毎に写真やイラストなどを用いて詳細に作成されたマニュアルの位置付けであり、製造現場の意見を踏まえて、随時指導書の新規作成や既存分の追加・内容更新などを行っている。

品質方針

- 1、当社は、品質マネジメントシステムを有効に活用し、継続的改善を実施します。
- 2、顧客の安全要求を尊重、遵守し、法の定める安全要求に適合した製品を提供します。
- 3、顧客要求に対応した技術力を高め、顧客とのコミュニケーションを充実させ、高品質・高機能製品の供給を行います。
- 4、品質方針を、当社の従業員全員が理解し実行するように、各職場に掲示し、周知徹底を図ります。

制定：2025年 4月 1日
山市電機株式会社
代表取締役社長 古市 千修

山市電機より資料提供

【教育について】

新入社員や若手社員への OJT は、作業指導書の活用と上長による指導を行っている。作業指導書（7 頁【品質について】を参照）は製品製造にかかるマニュアルの位置付けであり、写真やイラスト付きのため作業をイメージしやすい作りで、見ながら作業を行うことができる。加えて、上長から適宜指導を行うことで、実務面をフォローする体制としている。

資格の取得については、品質管理検定（QC 検定）、フォークリフト運転技能講習、玉掛け技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習、有機溶剤作業主任者、危険物取扱者（乙種第 4 類）など業務に必須となる資格の受検・講習費用は全て会社負担としている。中でも、品質管理検定（QC 検定）3 級以上の合格時には奨励金を付与している。これは、出荷・工程内検査にかかる検査員の要件（または 3 年以上の業務経験者）とすることで品質維持に努めるほか、従業員のモチベーション向上にも寄与している。今後も、フォークリフト運転技能講習などの資格取得者増加や、品質管理検定（QC 検定）などの上位資格取得を推進することで、更なる受注先への対応や伊勢事業所の本格稼働を支える人員の育成に努める意向としている。

＜「主な保有資格（一例）」＞

資格名称	資格者数	
品質管理検定（QC 検定）	2 級	1 名
	3 級	13 名
	4 級	21 名
フォークリフト運転技能講習	11 名	
玉掛け技能講習	3 名	
小型移動式クレーン運転技能講習	8 名	
有機溶剤作業主任者	6 名	
危険物取扱者（乙種第 4 類）	2 名	

山市電機より資料提供

【雇用について】

古市社長の「従業員には楽しみながら仕事をして欲しい」との思いの下、従業員が性別や年齢等に関係なく活躍できる環境づくりに取り組んでいる。

山市電機では、従業員の 3 割程度を女性が占めており、製造部門でも女性社員が所属するほか、管理職においても複数の女性が担っている。性別関係なく全ての従業員が活躍できるよう、設備にも工夫が施されており、例えば本社移転に伴いトイレや更衣室、食堂などは清潔に整えられているだけでなく、流動的に使い分けられるよう男性側のトイレも個室のみとすることで、将来従業員の男女比が逆転した際なども対応できる設計としている。

シニア人材は、ベテラン社員が長年培った知識や技能を今後も活かせるよう、60歳の定年後も定年再雇用制度を導入している。毎年有期更新で最長65歳まで働き続けられる環境を提供しており、現在5名が活躍している。

障害者の雇用について、現在1名がリード線加工の業務で活躍している。従業員の体調に合わせ、あえて勤務時間をフルタイムとしない勤務体系とすることで負担を軽減しており、今後でもできる限り柔軟に対応することで障害者雇用を継続する意向である。

雇用面について、直近3年間の平均で10名/年を採用している。伊勢事業所稼働にかかる従業員増加が主な要因であり、三重県在住の方を採用している。なお、現状伊勢事業所での採用を停止するほど引き合いが大きく、地元雇用の創出に貢献している。

給与面は、従業員間で不平等が起きないように、基本給や職務手当等を明確にした給与体系を構築している。また、会社で計上した利益を従業員へ最大限還元するべく、一定の年齢・年次まで毎年昇給の対象としていることや賞与の実施などにより、社内平均給与は業界平均318.6万円（令和6年賃金構造基本統計調査）を上回る水準を確保している。

【労働環境について】

①働きやすい職場環境の構築

山市電機では、「従業員が明日も働きたいと思える職場」を目指しており、労働環境の整備に注力している。

社員旅行や食事会、ボーリング大会など定期的な社内イベントの開催や、社内設備も清潔なトイレや更衣室、食堂に加え、医務室の床を畳張りとすることで、体調不良や負傷した際もリラックスできる工夫が施されている。また、本社移転に伴い通勤時間が長くなった従業員へ配慮するべく、負担感が変わらず働けるよう本社移転前から勤務開始時間を30分遅らせるなど、従業員目線の柔軟な対応を実践している。

時間外労働は、36協定や労働基準法に則った管理体制とし、原則毎週水曜日を定時退社日にするなど対策を講じることで、直近3年間の平均実績は全国平均13.5時間（厚生労働省毎月勤労統計調査 令和6年分結果確報）を下回っている。

休暇は、社内の年間カレンダーに基づき土曜日・日曜日に加え、一部休日や年末年始、ゴールデンウィーク、お盆休みを設けることで年間120日以上を確保している。加えて、有給休暇も8.9日/年（直近3年間の平均実績）取得しており、全従業員が法令取得の5日以上を取得している。更に休暇制度への対応を進めており、「子の看護休暇」における取得対象者を独自に法令以上に引き上げたほか、子供がいない従業員にも不平等とならないよう、新たな休暇制度の設置を検討している。

＜社内イベントの様子＞



山市電機より資料提供

②職場の安全衛生環境と健康経営の実践

職場の安全衛生環境を維持すべく、「QC サークル」の活動で毎月本社と坊門事業所のパトロールを実施している。5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）だけでなく品質管理にかかる項目も点検対象とし、結果を社内全体に開示することで安全意識を高めており、直近 3 年間の労働災害発生は 2 件（うち 1 件は通勤時の自転車転倒）に留めている。

年 1 回の定期健康診断は全従業員が受診しており、再検査の対象となった従業員にも声掛けを行うことで、受診を促している。製造工程で発生する有害物質への対応は、工場内で適切な給排気設備を設置することで作業環境の安全性を確保している。また、ワニス含浸等にかかる特殊健康診断の受診が必要な従業員は確実に受診しており、健康被害も発生していない。

【環境負荷低減について】

山市電機では環境方針の下、PDCA サイクルの構築と環境改善目標（①電力使用量の削減、②産業廃棄物量の削減、③工場周辺の清掃）の達成に向けた取り組みにより地球環境との調和を目指している。2014 年に KES・環境マネジメントシステム・スタンダードを取得以降、2015 年にステップ 2SR へ移行し、現在は ISO9001 との統合を目指して ISO14001 取得に向けた社内整備を進めている。

山市電機株式会社は産業・車輛用のステーター・ローター、発電機・溶接機・直流機・交流機の電機子巻線等の製品の製造・販売に係わる全ての活動、製品およびサービスのSR活動の向上・環境影響低減のために、次の方針に基づきSR・環境マネジメント活動を推進して地球環境との調和を目指します。

1. 当社の活動、製品およびサービスに係わる「持続可能な発展への貢献を最大化」することを常に認識し、SR活動の向上ならびに環境汚染の予防および環境保護を推進するとともに、SR・環境マネジメント活動の継続的改善を図ります。なお、環境保護には、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和および気候変動への適応、ならびに生物多様性および生態系の保護などを含みます。
2. 当社の活動、製品およびサービスに係わるSR・環境マネジメント活動に関して適用される法のおよびその他の要求事項を順守します。
3. 当社の活動、製品およびサービスに係わるSR・環境影響のうち、以下の項目をSR・環境管理重点テーマとして取り組みます

SR 活動

1. 製品の品質向上
2. 生物多様性に基づく植栽活動
3. 地域コミュニティへの参画活動

環境課題

4. 電力使用量の削減
5. 産業廃棄物の削減
6. 工場周辺の清掃等啓発活動

4. 一人ひとりがSR活動の向上および環境負荷低減活動を積極的に実践できるように、このSR・環境宣言を組織の全員に周知するとともに一般の人々が入手できるようにします。
5. 京のアジェンダ21フォーラムのパートナーシップに基づく地域のSR・環境改善活動に積極的に参画します。
6. SDGsを当社の活動・経営戦略につなげ、地域の社会的課題の解決と経済発展の両立を図ることで持続可能な社会の実現に貢献していきます。

上記の方針達成のために、SR課題・環境改善目標を設定するとともに、定期的に見直し、SR・環境マネジメントシステム活動を推進します。

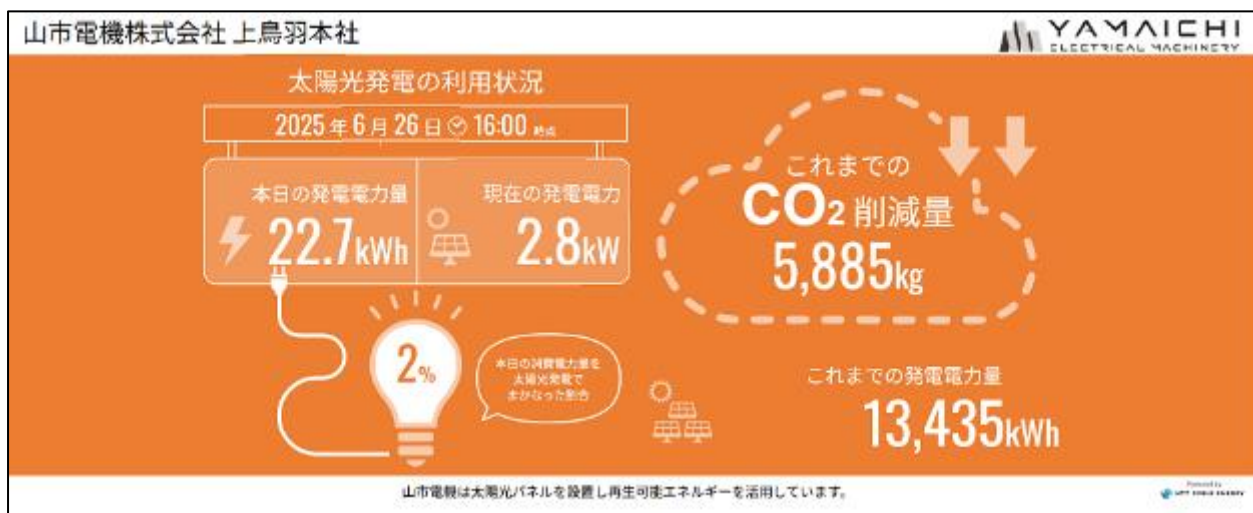
山市電機 HP にて掲載

環境改善目標の達成に向けた具体的な取り組みとして、本社工場に太陽光発電を設置し、発電した電力は全て自社で活用している。また、工場内の大型モニターに太陽光発電の利用状況を映し出し常に確認できる環境とすることで、従業員に省エネ活動への意識醸成を促している。今後、伊勢事業所においても、太陽光発電の設置と全て自社で活用する計画としており、再生可能エネルギーの活用に努めている。また、全ての拠点で LED 照明を導入しており、トイレや更衣室などには人感センサーを設置するほか、営業車も全てハイブリッド車へ切り替えるなど、省エネ活動を推進している。

製造工程で発生する有害物質について、外部業者へ定期的に濃度測定を依頼し、法定基準値以下であることを確認しており、適切に管理することで安全な作業環境が構築され、従業員の健康被害も発生していない。

また、品質改善目標である社外不良品削減に向けた取り組みは、歩留まり率の向上に寄与し、不良品が発生しないことで産業廃棄物の削減にも貢献している。なお、製造工程等で発生した産業廃棄物は適切に管理し、処理業者を通じて適切に処理している。

<「見える化」された太陽光発電の利用状況（一例）>



山市電機より資料提供

3. UNEP FI が掲げるインパクトレーダーとの関連性

本ファイナンスでは、山市電機の事業を国際標準産業分類における「電動機、発電機、変圧器、配電・制御装置の製造」に分類した。その前提の下で UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果を踏まえ、事業活動等を鑑みた最終的なインパクトエリア/トピックは下図の通りとなった。

インパクト カテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	インパクト	
			ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障	紛争		
		現代奴隷		
		児童労働		
		データプライバシー		
		自然災害		
	健康および安全性	—		●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水		
		食料		
		エネルギー		
		住居		
		健康と衛生		
		教育	●	
		移動手段		
		情報		
		コネクティビティ		
		文化と伝統		
		ファイナンス		
	生計	雇用	●	
		賃金	●	
		社会的保護		●
	平等と正義	ジェンダー平等		●
		民族・人種平等		
		年齢差別		●
		その他の社会的弱者		
社会 経済	強固な制度・平和・安定	法の支配		
		市民的自由		
	健全な経済	セクターの多様性		
		零細・中小企業の繁栄	●	
	インフラ	—		
	経済収束	—		
環境	気候の安定性	—		●
	生物多様性と生態系	水域		
		大気		●
		土壌		
		生物種		
		生息地		
	サーキュラリティ	資源強度		●
		廃棄物		●

(1) ポジティブなインパクトエリア/トピックとその内容、関連する SDGs

インパクト エリア/トピック	内容	関連する SDGs
教育	・新入社員や若手社員への OJT は、作業指導書の活用と上長が適宜指導を行いフォローする体制 ・フォークリフト運転技能講習などの資格取得者増加や、品質管理検定（QC 検定）などの上位資格取得を推進することで、更なる受注先への対応や伊勢事業所の本格稼働を支える人員の育成に努める意向	 
教育 零細・中小企業の 繁栄	・出荷・工程内検査の検査員を品質管理検定（QC 検定）3 級以上の取得者（または 3 年以上の業務経験者）が担うことで、品質を維持	  
雇用	・「従業員が明日も働きたいと思える職場」を目指し、社内イベントの開催や社内設備の工夫、勤務開始時間の変更等、従業員目線の柔軟な対応を実践 ・伊勢事業所稼働にかかる三重県在住の地元人材を採用し、地元雇用の創出に貢献	
賃金	・基本給や職務手当等を明確にした給与体系を構築し、一定の年齢・年次まで毎年昇給の対象としていることや賞与の実施により、社内平均給与は業界平均を上回る水準を確保	
零細・中小企業の 繁栄	・参入ハードルが高い「ワニス含浸」も含めた一貫製造を展開することで、細やかな要求にも対応でき、受注先の利便性確保に貢献 ・品質方針の下、ISO9001 にかかる PDCA サイクルを構築し、「QC サークル」活動による品質改善目標の達成に向けた取り組み等を実施し、品質の維持・向上を実践 ・製造マニュアルとなる作業指導書は、製造現場の意見を踏まえて、随時指導書の新規作成や既存分の追加・内容更新を実施	  

(2) ネガティブなインパクトエリア/トピックとその内容、関連する SDGs

インパクト エリア/トピック	内容	関連する SDGs
健康および安全性	・毎週定時退社日を設けるなど対策を講じることで時間外労働を削減 ・毎年 120 日以上の休日を確保しつつ、有給休暇も全従業員が法令取得の 5 日以上を取得 ・「子の看護休暇」の取得対象者を法令以上に引き上げたほか、子供がいない従業員にも不平等にならないよう、新たな休暇制度の設置を検討 ・「QC サークル」の活動で、毎月工場内パトロールを実施し、結果を社内全体に開示することで安全意識を高め、労働災害発生を防止 ・年 1 回の定期健康診断は全従業員が受診し、再検査対象者には受診を促進 ・有害物質への対応として、工場内で適切な給排気設備を設置することで作業環境の安全性を確保し、特殊健康診断の受診が必要な従業員も確実に受診しており、健康被害も生じていない	 
社会的保護	・業務に必要となる資格の受検・講習費用は全て会社負担 ・品質管理検定（QC 検定）の合格時には奨励金を付与することで、従業員のモチベーション向上に寄与	
気候の安定性 大気 資源強度 廃棄物	・環境方針の下、KES・環境マネジメントシステム・ステップ 2SR にかかる PDCA サイクルを構築し、環境改善目標の達成に向けた取り組みを実施	  
気候の安定性	・本社工場に太陽光発電を実施し、発電した電力は全て自社で活用 ・全ての拠点で LED 照明を導入し、トイレや更衣室などには人感センサーを設置するほか、営業車も全てハイブリッド車へ切り替え	 
大気	・有害物質は、定期的な濃度測定により、基準値以下であることを確認し、適切に管理	 

インパクト エリア/トピック	内容	関連する SDGs
資源強度 廃棄物	- 品質改善目標達成に向けた取り組みは、歩留まり率の向上に寄与し、不良品が発生しないことで産業廃棄物の削減に貢献 - 製造工程等で発生した産業廃棄物は適切に管理しており、処理業者を通して適切に処理	 

(3) ポジティブ・ネガティブなインパクトエリア/トピックとその内容、関連する SDGs

インパクト エリア/トピック	内容	関連する SDGs
(ポジティブ) 雇用 (ネガティブ) ジェンダー平等	・ 製造部門でも女性社員が所属し、管理職においても複数の女性が担っており、性別関係なく全ての従業員が活躍できるよう設備も工夫	  
(ポジティブ) 雇用 (ネガティブ) 年齢差別	・ 定年再雇用制度により、毎年有期更新で働き続けられる環境を提供	 

インパクトの特定にあたっては、UNEP FI から公表されているインパクトレーダー及びインパクト分析ツールを活用した独自の評価ツールを使用しているが、発出したポジティブ・ネガティブインパクトのうち、山市電機のインパクトと特定しなかったもの及び理由は以下の通りである。

ポジティブインパクト

「エネルギー」、「インフラ」

事業活動において、エネルギー供給にかかる業界に向けた製品の納入が限定的なことから「エネルギー」を、また、インフラ建設に不可欠な製品は製造していないことから「インフラ」のポジティブインパクトを特定しない。

ネガティブインパクト

「賃金」、「水域」

事業活動において、製造工程で廃水は発生していないことから「水域」を、業界平均を上回る給与水準を確保していることから「賃金」のネガティブインパクトを特定しない。

4. 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトと関連する SDGs

山市電機は京都銀行と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、「KPI」という）と関連する SDGs を設定した。

（１）ポジティブなインパクトエリア/トピックによる KPI

特定したインパクトエリア/トピックと KPI①	
インパクト エリア/トピック	教育
取り組み、施策等	・ フォークリフト運転技能講習などの資格取得者増加や、品質管理検定（QC 検定）などの上位資格取得を推進することで、更なる受注先への対応や伊勢事業所の本格稼働を支える人員の育成に努める意向
設定した KPI	・ 毎年度、フォークリフト運転技能講習を 1 名以上が受講する （現在の取得者：9 名）
<関連する SDGs> ターゲット 4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 ターゲット 8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一価値の労働についての同一賃金を達成する。	
 	

特定したインパクトエリア/トピックと KPI②

インパクト エリア/トピック	教育 零細・中小企業の繁栄
取り組み、施策等	・出荷・工程内検査の検査員を品質管理検定（QC 検定）3 級以上の取得者（または 3 年以上の業務経験者）が担うことで、品質を維持
設定した KPI	・毎年度、品質管理検定（QC 検定）3 級を 1 名以上が取得する （現在の取得者：10 名）
<関連する SDGs> ターゲット 4. 4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 ターゲット 8. 5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一価値の労働についての同一賃金を達成する。 ターゲット 9. 4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	

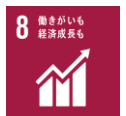


特定したインパクトエリア/トピックと KPI③

インパクト エリア/トピック	賃金
取り組み、施策等	・基本給や職務手当等を明確にした給与体系を構築し、一定の年齢・年次まで毎年昇給の対象としていることや賞与の実施により、社内平均給与は業界平均を上回る水準を確保
設定した KPI	・毎年度、前年度対比 3%以上の昇給を継続する
<関連する SDGs> ターゲット 8. 5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一価値の労働についての同一賃金を達成する。	



特定したインパクトエリア/トピックと KPI④	
インパクト エリア/トピック	零細・中小企業の繁栄
取り組み、施策等	・ 参入ハードルが高い「ワニス含浸」も含めた一貫製造を展開することで、細やかな要求にも対応でき、受注先の利便性確保に貢献 ・ 品質方針の下、ISO9001 にかかる PDCA サイクルを構築し、「QC サークル」活動による品質改善目標の達成に向けた取り組み等を実施し、品質の維持・向上を実践 ・ 製造マニュアルとなる作業指導書は、製造現場の意見を踏まえて、随時指導書の新規作成や既存分の追加・内容更新を実施
設定した KPI	・ ISO9001 の認証取得を継続する ・ 毎年度、作業指導書にかかる対応（新規作成や既存分の追加・内容更新等）を 60 件以上実施する （直近 2 年間の平均：54 件） ・ 2029 年度に、売上高 15 億円を達成する （2024 年 9 月期：9 億 4,900 万円）
<関連する SDGs> ターゲット 4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 ターゲット 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。 ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	



(2) ネガティブなインパクトエリア/トピックによる KPI

特定したインパクトエリア/トピックと KPI⑤	
インパクト エリア/トピック	気候の安定性 大気 資源強度 廃棄物
取り組み、施策等	・ 環境方針の下、KES・環境マネジメントシステム・ステップ 2SR にかかる PDCA サイクルを構築し、環境改善目標の達成に向けた取り組みを実施
設定した KPI	・ 2026 年度までに ISO14001 の認証を取得し、その後も認証取得を維持する
<関連する SDGs> ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。 ターゲット 11.6 2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 ターゲット 12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。 ターゲット 12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	



特定したインパクトエリア/トピックと KPI⑥	
インパクト エリア/トピック	気候の安定性
取り組み、施策等	・ 本社工場に太陽光発電を実施し、発電した電力は全て自社で活用 ・ 全ての拠点で LED 照明を導入し、トイレや更衣室などには人感センサーを設置するほか、営業車も全てハイブリッド車へ切り替え
設定した KPI	・ 2029 年度までに、本社・坊門事業所の電力使用量を基準年度対比 10%削減する（基準年度：2024 年度） ・ 伊勢事業所における電力使用量について、初年度は太陽光による発電量を計測と 2 年度目以降の具体的な削減目標を設定し、目標達成に向けて取り組む
<関連する SDGs> ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。 ターゲット 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	
 	

特定したインパクトエリア/トピックと KPI⑦	
インパクト エリア/トピック	資源強度 廃棄物
取り組み、施策等	・品質改善目標達成に向けた取り組みは、歩留まり率の向上に寄与し、不良品が発生しないことで産業廃棄物の削減に貢献 ・製造工程等で発生した産業廃棄物は適切に管理しており、処理業者を通して適切に処理
設定した KPI	・産業廃棄物について、2024 年度の実績を基準に具体的な削減目標を 2025 年度に設定し、目標達成に向けて取り組む
<関連する SDGs> ターゲット 11.6 2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 ターゲット 12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。 ターゲット 12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	



ネガティブインパクトとして特定し、KPI を設定しない項目

インパクト エリア/トピック	KPI を設定しない理由
健康および安全性	時間外労働の削減や休日確保、従業員の労働環境等への対応により、十分配慮されているため。
社会的保護	資格の受検・講習費用の会社負担や品質管理検定（QC 検定）合格時の報奨金付与などにより、充足できているため。
ジェンダー平等	女性従業員が活躍し、性別関係なく全ての従業員が活躍できるよう社内設備にも工夫を施すことにより、充足できているため。
年齢差別	定年後も再雇用制度の継続により、働き続けられる環境が構築できているため。

5. サステナビリティ管理体制

最高責任者	代表取締役社長 古市 千修
管理責任者	総務部係長 磯田 苑子
統轄部署・担当者	品質管理部

山市電機が本ファイナンスに取り組むにあたり、品質管理部が中心となって自社の事業活動を棚卸し、インパクトレーダーやSDGsとの関連性について検討したうえでKPIを設定した。

本ファイナンス実行後においては、古市社長が最高責任者となり、管理責任者である品質管理部を中心にKPI達成に向けた活動を行い、KPIの進捗管理を行っていく。

6. モニタリングの頻度と方法

本ファイナンスで設定したKPIの達成及び進捗状況については、京都銀行と山市電機の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に1回実施するほか、日頃の情報交換や営業情報の場を通じて実施する。

京都銀行はKPI達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは京都銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI達成をサポートする。

以 上

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、京都銀行が山市電機から依頼を受けて作成したものです。
2. 京都銀行は、山市電機から供与された情報と、京都銀行が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するにあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、JCR から、本ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

＜本件に関するお問い合わせ先＞

株式会社京都銀行

法人総合コンサルティング部 森本 奨吾

〒600-8652

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 700 番地

TEL (075) 361-2293

第三者意見書

2025 年 9 月 30 日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

山市電機株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社京都銀行

評価者：株式会社京都銀行

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社京都銀行（「京都銀行」）が山市電機株式会社（「山市電機」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、京都銀行による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。京都銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、京都銀行にそれを提示している。なお、京都銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな

成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

京都銀行は、本ファイナンスを通じ、山市電機の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、山市電機がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

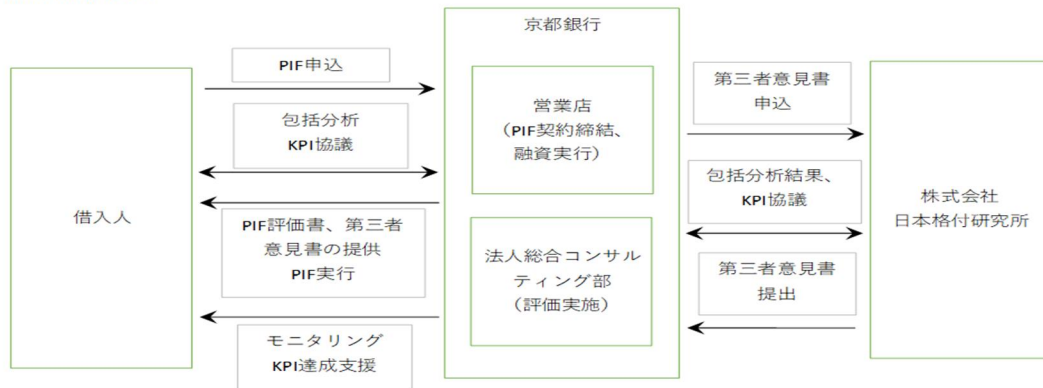
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、京都銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 京都銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

PIF評価体制図



(出所：京都銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、京都銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、京都銀行内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て京都銀行が作成した評価書を通して京都銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、京都銀行が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である山市電機から貸付人・評価者である京都銀行に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

担当アナリスト

佐藤 大介

深澤 優貴

佐藤 大介

深澤 優貴



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) 外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル